

不用意に彼等の運動に同意し色々な
文書等に署名捺印せらるゝときは協会は
之も同盟に属する者と認むるの外無く斯く
ては自今幾多の問題も派生し自他共に思
はざる迷惑を蒙る事となるから此際特に自
重警戒せらるべし。

(昭和九年三月十日)